

特定非営利活動法人手賀沼トラスト会報 第 19 号(発行日:平成 25 年 2 月 1 日)

「沼のほとり」

発行責任者 遠藤織太郎(TEL:04-7182-0387) 編集責任者 國方幸生(TEL:04-7184-3385)

事務所:我孫子市白山二丁目 13 番 5 号

e-mail:info@teganuma-trust.jp

ホームページ:http://teganuma-trust.jp/



(トラストサロン 公開講座)

活動報告

トラストサロン公開講座

交流事業グループ

1月26日(土)、2月2日(土)の両日、けやきプラザ7階研修室において、平成25年度のトラストサロン公開講座として家庭菜園入門講座「有機無農薬栽培の基礎【 】、【 】」が開催されました。この講座は我孫子市の後援をいただき、広報あびこやタウン情報紙で募集をしたところ、大変関心が高く定員60名のところ79名の申込みがあり、8名の会員の方にご遠慮いただいたり、一般の方の申込みをお断りせざるを得ない状況でした。

第1回の1月26日は18時15分に開講、(1)「有機(生態系)農業の基本」では、自然界と農業の物質循環の違い、作物栽培の基本条件、作物栽培カレンダー(適期適作)について、(2)「土づくりの基本」では、作物の生育に必要な栄養素である多量養分9元素、微量養分7元素、土壌のpH等の基本的な内容について解りやすく講義が進められました。中学生、高校生の頃を懐かしく思い出された方も多かったのではないのでしょうか。更に(3)施肥の基本では、有機質肥料成分含有率、有機質肥料の使い方、時期、量、(4)連作障害について等、やや実践的な講義があり、予定の時間をオーバーして20時45分に終了しました。受講者の皆さんが熱心にメモを取りながら聴講される姿が印象的でした。

第2回の2月2日は朝から気温が高く、最高気温が17℃、講座が終了した21時頃でも10℃以上の温かい日でした。遠藤講師から2月に入り、「これからは三寒四温、土づくりを始める時期到来です」との話から、第2回目の講座が始まりました。第2回目のテーマは雑草・病害虫対策。雑草対策では、(1)どんな雑草が発生するか。(2)雑草との付き合い方の中では「上農は草を見ずして草をとる」という格言が紹介され、本来は、「農業の勤勉性の大切さ」を説いた格言だという説明がありました。(3)では、畑の雑草対策として、実践的な具体的な説明がありました。病害虫対策では、病気の症状と診断、害虫の症状と診断についての解説があり、病害虫を防ぐ基本対策や緑肥作物、対抗作物、コンパニオンプランツ、バンカープランツ、ハーブ等が有効であるとの解説がありました。2日間熱心にご聴講下さった受講者の皆様に感謝申し上げますとともに、受講された皆様の家庭菜園で少しでもお役に立つことを願っております。また、講座の運営にあたって下さった農事・農教室グループ、事務局のスタッフの皆さんに感謝いたします。(國方 幸生 記)

1月20日は今年初めての定例活動日でした。農教室の方々も含め、定例活動としては大勢の19名が参加しての作業となりました。昨年から始めて恒例となった根戸城址周辺の清掃からスタートしました。落葉を北側斜面に掃き集め、拾ったゴミは分別して処理しました。その後は、2班に分かれての作業となりました。農教室の人たちは、城址に上がって落葉集めです。杉の枯枝とその他の枯れ葉の分別を行い、それぞれを何箇所かに積み上げていきました。

一方、環境保全グループは城址の北側に植わっているコナラの枝が風雪に耐えかねて途中で折れてしまい、空堀に垂れかかって危険なため、枝の伐採に取り組みました。リーダーのTさんが、2段梯子を登って幹が二股になったところに跨り、チェーンソーを操って枝を見事に切り落としました。後は、手分けして枝を細かく切り分けて、土留め用に空堀に積んで行きました。この日は、風もなく良く晴れていたのですが、堀には14日の雪が残っており、正直なところ足がかじかんで辛かったです。

それぞれの作業が一段落したところで休憩。何と！Hさんから干芋の差入れがありました。普通のさつま芋と紫芋の2種類でしたが、甘さもほどよく、柔らかくてとても美味しかったです。私にとっては、今まで食べた中で一番美味しい干芋でした。休憩後は、残った枯れ葉を集めて、本日の作業を終えました。冷たい北風が吹きはじめ、丁度良いタイミングで作業を終了することが出来ました。寒い中、お集まりいただいた皆様お疲れ様でした。(原田 泰夫記)

年頭所感

副理事長 寺田 太郎(環境保全グループリーダー)

私達の活動拠点である根戸城址は我孫子の西方入口にある緑の森です。この根戸城址を中心にその周辺地で、それぞれの地主さんはじめ、企業、個人等々のご協力のもと多くの会員の皆様が多種にわたる活動を展開しております。今年は故日暮朝納氏を中心に始まった手賀沼トラストも15年の歳を重ねました。この間、活動もNPO法人として認証され組織化された団体へと進化、その活動にも社会的責任が伴うようになりました。節目の年を迎え、色々と記念事業を予定していますので会員の皆様の更なる活動を大いに期待しています。手賀沼を背景にこのすばらしい景観、環境を保てる様、地域の方々との交流、会員相互の交流をもって活動できることの幸せを感じております。活動を通して皆様の健康が保持増進されることを願っています。今年も宜しくお願い申し上げます。

理事 浅妻 正(農事・農教室グループリーダー)

冬水田んぼによる水稻栽培も今年で「9年目」を迎えようとしています。農事・農教室グループでは「自然と共生する、持続可能な無農薬有機栽培を楽しく学ぼう」をスローガンに活動を行ってまいります。皆様には活動を通して有機栽培の知識や技術を習得していただき、家庭菜園等を行う時に役立てていただければと思います。二年次生以上の受講生を対象に、自主的に栽培計画を立て、作物の作付けから収穫まで責任をもって作物栽培をおこなって頂くための上級コース(特別コース)も設けています。また、今年から「ハーブの栽培」や「野菜の苗づくり」に関する新規事業計画も検討しています。

根戸城址に残された里山の自然の下で作物を育て、収穫し、食べることの体験を通して、自然と共生することの喜びを体感しながら今年一年間共に活動していきましょう。

副理事長 杉野 光明(農地保全グループリーダー)

「農業のあり方を考えることは自分がどんなものを食べて生きていきたいかを考えること」といわれます。農産物流通は業者との契約栽培が主流になりつつあり、企業が新規参入する場合も多くは「BtoB」。安定した供給が確保されますが、売れるもの売りたいものしか流通しない可能性があります。これに対する直売・産地直送「BtoC」タイプは、自分で農産物の価格を決められる利点が逆に供給過剰から安売り合戦に陥る欠点も見えてきました。より確かな食料供給をと思うなら「CtoC」、つまり自給用の家庭菜園。しかし、いくら家庭菜園を作っても担い手のいなくなった農地は解消しきれないでしょう。農地は人が働きかけてはじめて生きるもの。先人達が血の汗を流して作り上げてきた土という財産を次の世代に引き継ぐために「働きかけ」をやめることはできません。ならば栽培に労力をかけなくてもできる大豆はどうだ。ソバはどうだ。雑穀はどうだ。それとも菜の花・ヒマワリから油をとったらどうだろう。地力維持と景観形成のため採蜜植物を育て、ミツバチを飼うことなら街の人にもできるかも…。今年はその試みの一つでもできたらと思います。

理事 坂巻 宗男(交流事業グループリーダー)

今年は交流事業グループにとっても大忙しの一年になりそうです。というのも、今年手賀沼トラストが設立してから15年の節目の年、様々な記念イベントが企画されるためです。

まずは2月16日に15周年記念イベントの皮切りとして、ケビン・ショートさんをお招きしたシンポジウムを手賀沼親水広場「水の館」にて開催します。また、7月には故日暮代表の遺作展(絵画展)と手賀沼トラストの活動を紹介した「(仮称)手賀沼トラスト展」を我孫子市民プラザにて行う予定です。その他にも、例年行われる「かかし祭り」を今まで以上に盛大に催すなど、イベ

ントの頭に「15周年」をくっつけて、とにかくお祭り騒ぎで盛り上がっていきこうと企てています。3月には「六角堂落語会」もやりま
すよ！

このようにイベントが目白押しで、スタッフの皆さんを始め会員の皆さんには様々な願いをすることが増えるかと思いますが、何分にも節目の年ということで、ご容赦頂きますようよろしくお願いいたします。

理事 國方 幸生(事務局長、農事・農教室グループ担当)

今年の手賀沼トラスト創立15周年の記念すべき年です。この4月からは、一昨年7月にNPO法人の認証を取得して3期目を迎えます。法人化にあたっては約2年間の検討期間を経て、多様なカルチャー、価値観をお持ちの会員の皆様と議論を重ね、合意を得てスタートいたしました。

法人格を取得して2年間は、組織運営の基本的なルール作りとその定着化に努めてまいりましたが、これからは、定款に謳ったミッションを達成していくために、5年先、10年先を見据えて、組織としての基盤強化(活動資源:人・物・資金・情報)を図っていかなければなりません。企業はGoing concernといわれますが、NPO法人も全く同じです。そのために、今年には持てる知識・技術・技能等々を次世代に継承していく年にしたいと思っております。

任意団体当時の会報第143号に書いたことですが、“プロボノ”という言葉が使われ始めて久しくなりました。“プロボノ”とは「各分野の専門家が職業上持っている知識、スキルや経験を活かして社会貢献すること」と言われています。会員の皆様の中には「得意技」をお持ちの方が大勢おられると思います。是非、トラストの活動に役立てて頂きたいと願っております。

現役バリバリの皆さん！ 現役を卒業したお父さん！ 子育て終わったお母さん！

トラストの活動にあなたの「得意技」を活かしてみませんか！！

理事 原田 泰夫(環境保全グループ担当、事務局担当)

環境保全グループと事務局の理事を担当しております原田です。本年もトラスト活動宜しく申し上げます。さて、活動を振り返りますと、従来からの樹林地(根戸城址とみかん山)管理に加えて、昨年より定例会前に城址脇の道路及びトンネルの掃除を行うようにしました。また、2年目を迎えた養蜂部会ですが、昨年は採蜜量も多く成功を収めました。夏場には、花ハスの販売も実施しました。竹教室では、立派なランチョンマットを製作することが出来ました。12月のクリーン手賀沼イベントには、トラストとして初めて4名の方が参加しました。その反面、みかん山の失火事故という不祥事を起したことは反省点です。今年も、樹林地管理、養蜂部会、花ハス、景観植物を中心に活動をしていくこととなります。一人でも多くの会員に参加してもらえようグループ一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

会員コーナー

美しい竹林を

関 重男

京都を歩いていると手入れの行き届いた美しい竹林に出会うことができます。ゆったりとした間隔で立つ緑の幹と風に揺れる細かな葉が何とも言えぬ風情で、それだけで絵になります。また、寺や街の中には数多くの竹垣があり、名脇役として古都の雰囲気演出しています。竹は昔から私たちの生活に深くかかわっていて、建物の屋根や壁、天井から床に至るまで多くの建築材料として、また、箸やしゃもじ、箆や籠、箒や熊手など私たちの生活用品から花器や茶道具などの美術工芸品まで幅広く利用されてきました。しかし、堀はコンクリートブロックやプラスチックの偽竹垣に、台所用品もほとんどがプラスチックに取って代わられて、竹の味わい深さを感じるものは私たちの身の回りからどんどん消えているようです。竹が利用されなくなったためか、我孫子市内では手入れのされた竹林に出会うことはめったにありません。荒れ放題で、美しさを感じるどころか入ってゆくことも難しい状態の竹林がほとんどです。

私の実家には土蔵の脇に竹林があり、子供の頃祖母に「地震の時は竹林に逃げるのだよ、竹はよく根が張っていて安全だから。」と聞かされていました。

また、遊び道具はほとんど自分で調達しなければなら

ない時代で、竹馬や竹トンボ、凧や釣竿など様々なものを作って遊んでいました。それだけに竹への思い入れが強く、家を建てたとき、どうしても竹垣を作りたくて近所の植木屋さんに頼み込んで、仕事を手伝う代りに竹垣の作り方を教えてもらいました。初めて作った建仁寺垣は、青竹に棕櫚縄(シュロナワ)の黒が映えてとても美しく、また、日が経つにつれ飴色に変わっていく様子は、自然の素材ならではの味わい深さがあり、とても感動したことを覚えています。よく格付けに松・竹・梅が使われ、竹は松に次いで二番目に位置付けられています。でも私は、最上位は絶対に竹だ！ と思っています。筍は美味しいですしね。

5年前からトラストの竹教室で箆や箸の編み方を教えていただいて、利用の幅が広がりました。もっと腕を磨いて、我が家の生活用品をプラスチックから竹製品に置き換えていきたいと思っています。そして、多くの人に竹の良さを知ってもらい、活用してくれる方を増やしていきたいと思っています。そうすればまた美しい竹林が見られるのではないのでしょうか。

【農地法解説】

「農用地区域の設定」

理事 坂巻 宗男

前号で記した農地転用の規制が厳しい「農用地区域」をどのような場所に設定するのか見ていきます。これは「農振法」第10条3項にそれぞれ記されています。法文は以下の通りです。

- 1号 集団的に存在農用地で政令で定める規模以上のもの
 - 2号 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地
 - 3号 前2号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
 - 4号 第3条第4号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの
 - 5号 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地
- 簡単に記すと大きくは、集団的な農地(10ha以上)、土地改良事業などの国直轄の事業が行われた農地、地域特性に合わせて保全すべき農地などが「農用地区域」となります。このうち、根戸新田を含めた手賀沼周辺の農地はほとんどが国直轄で行われた国営手賀沼干拓事業の事業地内にあり、先ほどの農振法第10条第3項では第2号が適用され、「農用地区域」となりました。

根戸新田については、この国営手賀沼干拓事業の区域内かどうかで、千葉県と我孫子市の間に紛争が起こり、総務省の自治紛争処理委員会という機関にて正式に結論が出されました。それは2~3年前のこととなります。

国営手賀沼干拓事業というのは、手賀沼の下流部に揚水機場を設け、手賀沼の水位をコントロールする事業が含まれます。この手賀沼の水位調整により根戸新田地区もその影響を受けているため、受益地になるというのが、国の判断でした。

一見すると、農地としての区画整理などが行われておらず、農道も整備されていない地域だけに、国営手賀沼干拓事業の受益地とは分かりません。その意味では、もっと以前にしっかりと農地としての整備を行っておけば、このような紛争も起きずに済んだのではないかと思います。

2月~3月度 活動計画 (全会員が対象の「合同活動」・「イベント」等に「網かけ」をしています。)

活動日	時間	区分	活動内容	担当部門
2/2	土 17:30	サロン	公開講座:家庭菜園入門講座【 】	交流・農事・事務
2/3	日 8:30	定例	根戸城址周辺清掃、ハス田管理(田んぼ用長靴着用)	環境保全G
		養蜂	養蜂部会:巣箱製作、蜜源用圃場の管理	々
2/16	土 11:00	イベント	創立15周年記念シンポジウム(手賀沼親水広場水の館)	15PJT
2/17	日 8:30	定例	根戸城址周辺清掃、ハス田管理(田んぼ用長靴着用)	環境保全G
		養蜂	養蜂部会:巣箱製作、蜜源用圃場の管理	々
2/24	日 10:00	会議	H24年度第11回定例理事会、13:00~シンポジウム反省会	事務局・交流G
3/2	土 17:30	会議	H25年度農教室受講者説明会、申込み手続(けやきプラザ7F)	事務局・農事G
3/3	日 8:30	定例	根戸城址周辺清掃、根戸城址管理	環境保全G
3/9	土 8:30	農教室	H25年度開講式、堆肥作り	農事農教室G
3/23	土 8:30	農教室	ジャガイモ植付け	々
3/27	水 9:00	竹教室	未定	環境保全G
3/30	土 14:00	イベント	六角堂落語会(山遊亭金太郎師匠他)	交流事業G
3/31	日 16:00	会議	16:00(15PJT)、18:00(H24年度第12回定例理事会)	事務局

農教室「特別コース」受講生募集

目的:有機無農薬栽培の知識と技能を深める。
 受講資格:二次次生以上の方、受講期間:3月~2月内
 内容:遠藤講師の講義、圃場での指導、受講生相互の情報交換、有機栽培農家見学等
 圃場:2m x 5m(10㎡)、受講料:2,000円/年
 申込:浅妻農事・農教室グループリーダーへ

編集後記

寒い!寒い!と言っているうちに節分がやってくる。我が家では子供たちが巣立った後も、節分には恵方巻ではなく、老妻と皆の幸せを願って豆まきをやる。
 “春は名のみ”とはいえず、蠟梅が咲き、八ヶの道の梅の蕾も膨らみ始めた。そろそろ狭い畑の土づくり、栽培カレンダーづくりの楽しい春がやって来る。(國方記)